

インフラシステム海外展開戦略
2025
(令和5年6月追補版)

令和5年6月1日

目次

第1章 基本的な方向性	4
1. 本戦略策定の背景	4
2. 本戦略の目的	6
3. 本戦略で取り扱うインフラについて	8
4. 本戦略における KPI	9
第2章 具体的施策の柱	12
1. DX 等新たな時代の変革への対応の強化	12
（1）海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化	13
（2）デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進	14
（3）デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援	14
（A）公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援	14
（B）国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援	15
（C）デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ等の海外展開	16
（4）国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用	17
（A）国際連携の推進	17
（B）国際標準化への対応と戦略的活用	18
（C）データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等	19
2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速	20
（1）脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み	20
（2）我が国の脱炭素技術等の海外展開支援	21
3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進	24
（1）グローバル・サウスにおける重点地域への取組	25
（2）絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応	26
（3）日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法	26
（4）質高インフラ投資 G20 原則の実践	28
（5）同志国との連携強化	29

(6) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進	30
(7) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化	30
4. コアとなる技術・価値の確保	31
(1) 我が国企業のグローバル化の推進	31
(2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進	31
(3) 我が国企業の組織再編や本邦・現地人材育成の推進.....	32
(4) 国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進.....	32
5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進	33
(1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進....	33
(2) 現地社会課題を解決する相手国に寄り添った支援や投資事業の推進	33
(3) PPP 事業への参画の積極的かつきめ細やかな支援	34
6. 質高インフラに向けた官民連携の推進	34
(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化	34
(2) ODA の戦略的活用.....	36
(3) 政府系機関等による支援強化	37
(4) 事業実施段階で生じる課題への対応強化	38

附属文書：

- 分野別アクションプラン

第1章 基本的な方向性

1. 本戦略策定の背景

（「インフラシステム輸出戦略」における取組の評価）

我が国政府は、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため、2013年に「インフラシステム輸出戦略」を策定して以降、毎年改訂を重ねながら、各種政策を推進してきた。その結果、国際社会における質の高いインフラの必要性の喚起（G20大阪サミットにおける「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の承認等）、我が国の質の高いインフラのトップセールス、各種公的支援制度の整備・改善等を通じて、我が国企業の海外インフラ案件の受注機会は確実に増加したと考えられる。

「インフラシステム輸出戦略」における受注実績は、2020年に約30兆円の受注を獲得するとの目標に対し、2019年に約27兆円を記録するなど増加基調であったものの、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、2020年は約24兆円となった。受注額には、インフラ関連の輸出額及び海外での事業投資による収入額等が計上されており、この受注増加により、経済成長及び国富の増加に貢献した。このように、「インフラシステム輸出戦略」は一定の成果を上げたと評価できる。また、企業努力をはじめとした受注増加につながるプロセスを通じて、中長期的には、生産性向上、技術革新等が進み、我が国の産業が発展することが期待される。

しかし、インフラ海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、インフラを提供する側の課題や相手国・地域のビジネス・投資環境を含めた様々な課題も浮き彫りになっている。

（環境変化、課題）

先般の新型コロナウイルス感染拡大への対応を機に、改めて、各国の医療・保健体制の充実への関心が高まり、この分野での国際協力の重要性が認識されたのみならず、今後、世界全体で社会の変革やデジタル化、脱炭素化が加速するものと見られ、感染防止と経済、環境を両立する形で、従来とは異なる新たなインフラニーズに柔軟に対応していく必要がある。

また、2015年には国連のSDGsやパリ協定、仙台防災枠組が制定されるなど、国際社会が直面する地球規模課題に対し取組を強化することが求められており、ビジネスにおいても進出先の社会課題やニーズへの対応が求められてい

る。また、インフラ海外展開を支える金融市場もESG投資の拡大やバーゼルⅢ等規制の導入により変化している。気候変動対策に関しては、将来的なカーボンニュートラルにコミットする国も増えてきており、我が国政府としても2020年10月に「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との方針を表明している。欧州では、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復に際しても、「グリーンリカバリー」を目指し、気候変動対策に資する脱炭素・低炭素産業への投資を促している。カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、我が国の優れた技術を活用して世界の脱炭素化及びグリーン成長に貢献していくことも重要である。

さらに、国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、技術・ノウハウの継承等の観点からも、その重要性は一層増している。

一方で、競合国企業のみならず台頭する新興国企業との競争激化、モノのコモディティ化等により、一部の分野を除き我が国企業の競争力は受注実績に反して相対的に低下してきている。

また、既存インフラの老朽化に伴う維持管理更新ビジネス、世界の都市化の進行に伴う一体的な都市開発、財政健全化ニーズやODA卒業国の増加が見込まれることに伴うPPPに対する需要、DXの進展とそれに伴うデータを活用したサービス事業等、更なる拡大が見込まれる世界のインフラニーズを十分に取込みしていない。

こうした中、国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ展開地域・分野の拡大により、投資リスクやサプライチェーンリスクなど、インフラ海外展開に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な我が国企業の海外展開のため、一層の対応が求められている。

(本戦略策定の背景)

こうした課題を踏まえ、2021年以降のインフラ海外展開の方向性を示すため、従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、2025年までを見据えた新たな目標を掲げた本戦略を策定した。

本戦略の第2章¹において、具体的施策の柱とその詳細を整理したところ、今後は、関係府省庁間及び官民の連携体制を構築しつつ、本戦略の遂行のための行動計画の策定等により計画的に取組を進め、具体的施策の実施状況については適切にフォローアップを行うこととする。また、関係者が一体となって戦略的に対応するためのプラットフォーム機能を一層充実させることとする。

なお、本戦略策定後も、インフラ海外展開を取り巻く環境変化等を踏まえ、定期的に検証を行い、必要に応じてKPIを含む本戦略を期中に見直すこととする。

2. 本戦略の目的

本戦略の目的は下記3本柱とする。これらの実現のため、本戦略において、これまでの政府としての支援のあり方や支援対象を柔軟に見直すこととする。

○カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現

「インフラシステム輸出戦略」に引き続き、経済成長を実現するための方策として、インフラ海外展開促進のための取組を強化する。特に、中長期に亘る持続的な海外展開の実現には、我が国企業自身の競争力の向上が必要不可欠であることを念頭に置き、我が国企業におけるイノベーションの推進等、競争力向上に向けた取組を推進する。特に、カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、気候変動対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換の下、我が国の新たな成長戦略として、グリーンイノベーションを推進する。

また、日本企業が海外で作りに上げたサプライチェーンの強靱化を図りつつ、社会変革を推進するため、本戦略に基づき、我が国企業の海外展開を強力に促進し、我が国の力強い経済成長につなげる。

加えて、海外インフラ市場のビジネス形態はグローバル化や多様化が進行している中、我が国企業が競争力を向上させるためには、プロジェクトの主導

¹ 本戦略の初版（令和2年12月10日、第49回経協インフラ戦略会議決定）から令和4年6月追補版（令和4年6月3日、第54回経協インフラ戦略会議決定）においては、第2章に加え、第3章「具体的施策集」及び第4章「地域別取組方針」を設けていたが、本戦略の一層の重点化及び戦略性の強化を図るため、第2章に統合した。なお、具体的支援施策については、内閣官房の「経協インフラポータル」にて参照可能としている。

権をできるだけ確保することを目指しつつ、海外企業や現地企業とのグローバルビジネスパートナーシップを前提にしたビジネス展開を進める必要がある。従って、現地企業やパートナー国企業との協業など、我が国企業によるインフラビジネスのグローバル化や現地への浸透化を推進する。

さらに、本格的なデータ活用社会が到来し、インフラ分野においても、データやデジタル技術を活用したモノやサービスの高度化や高付加価値化が、差別化の重要な要素になっている。従って、これまで積み上げたフィジカルでのインフラ稼働実績といった強みを活かし、インフラの稼働から得られるデータを活用し、ハードの設計、設置、運転の高度化や新たなサービスの提供に取り組むなど、我が国企業のサイバーフィジカル企業への転換を推進する。

○展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献

我が国政府は、SDGs実施指針（令和元年12月20日一部改定）に基づき、質の高いインフラの整備等を通じてSociety 5.0の推進を含む我が国のSDGsモデルの確立に向けた取組を推進している。SDGsには、健康的な生活の確保と福祉の推進、水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーアクセスの確保、強靱なインフラの構築、気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進や緊急対策の実施（SDGs採択後に採択されたパリ協定の履行を含む）、海洋・海洋資源の保全等が含まれる。

SDGsの考え方が世界的に普及し、QoL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上に向けた取組が進む中で、インフラの価値は、単純なモノの性能だけではなく、現地の生活者のQoLを向上させることにあるとの認識が広まっており、先般の新型コロナウイルス感染拡大を通じて、こうした認識が強まっている。展開先のニーズに合致した質の高いインフラを継続的に提供していくことが、信頼醸成という外交的観点のみならず、受注獲得のための競争力向上の観点からも重要になっている。気候変動対策に関しても、中長期的にカーボンニュートラルを実現するためには、各国に対して、その経済の発展段階や抱える課題に応じたエネルギー転換・脱炭素化の多様なソリューションを提供していくことが重要である。そのため、ODAのみならず、ODA以外のビジネス展開支援においても、展開国の社会課題やSDGsを意識して、民間資金を最大限動員しつつ、また、社会面・環境面での配慮がなされた我が国のインフラの強みを活かしつつ、展開先のニーズや資力に合致したプロジェクトを現地パートナーと

協創するとともに、現地の人材育成等も含めたインフラ開発に継続的に関与し、得られるベネフィットを現地と共有する事業モデルを推進する。

○質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

我が国政府は、「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)のビジョンの実現のために取り組んでいる。特に2023年3月に発表したFOIPのための新たなプランでは、FOIP協力の新たな4つの柱として、①平和の原則と繁栄のルール、②インド太平洋流の課題対処、③多層的な連結性、④「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組を示した。我が国が推進する質の高いインフラ整備は、特に平和と安定、連結性の向上等の取組を通じて、FOIPが目指す我が国を含む地域の繁栄の礎となる国際環境の構築に貢献できる。

同時に、展開地域の経済的繁栄を目指したインフラ整備に取り組んでいくことは、我が国企業にとっても競争力を発揮しやすい環境づくりにつながることから、官民が連携して質の高いインフラ構築に係る案件組成を目指す。

新型コロナウイルス感染拡大を契機として、パンデミック治療薬やワクチン開発に向けた国際協力、代替可能なサプライチェーン確保を含めた自由貿易体制の維持・強化の重要性等が認識された。我が国としては、これまで国際協力や外交努力を通じて形成してきた相手国との信頼関係や人材ネットワーク等の強みを活かし、展開地域と共に考え、発展し、繁栄するモデルを推進していく。

3. 本戦略で取り扱うインフラについて

「インフラシステム輸出戦略」では、情報通信、エネルギー、交通、都市基盤等の経済インフラに加えて、医療、介護ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等の社会インフラを幅広くインフラとして捉えてきた。

本戦略においても、引き続き、新市場を開拓することを前提とし、適宜必要に応じて、新たなフロンティア分野の追加を行っていく。特に、経済・社会のデジタル化が進展し、インフラの分野においてもサイバーとフィジカルの融合により、インフラのサービス化・ビジネスの高度化が進み、一層競争が激化する。都市OS等の複数分野に跨る情報基盤や、MaaS等の複数の関連サービスを一括で提供する事業モデル、遠隔監視・遠隔診断といったインフラを通じたサービスを提

供するソフトウェア・アプリケーションも、我が国がこれまで推進してきたインフラシステムの海外展開を下支えし加速化させる要素だけでなく、インフラシステムのコアの要素となり得ることを踏まえ、幅広く支援の対象として捉えていく。

また、デジタル時代の競争の波は、特に、健康・医療・介護、交通、農業等の市民の社会生活に近く、複雑なフィジカル空間でのオペレーションを必要とする分野に移行しつつあり、我が国に優位性、あるいは将来性のある分野には、デジタル時代に対応した既存の制度や慣習にとらわれない発想のもと、官民が緊密に連携を図り、我が国が勝ち抜いていくために必要な施策を講じていく。

4. 本戦略におけるKPI

「インフラシステム輸出戦略」では、2020年に約30兆円のインフラシステムの受注（事業投資による収入額等を含む）を成果目標（以下、「効果KPI」という。）とし、また、総理・閣僚等によるトップセールス件数（毎年10件以上）も目標（以下、「行動KPI」という。）としつつ、官民連携の下、我が国企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、受注を獲得することを目指してきた。

本戦略では、昨今の環境変化や、我が国企業のビジネスモデルの急速な変化等を踏まえ、産業競争力の向上による経済成長の実現と、これにも資する社会課題解決・SDGsへの貢献や外交課題への対応を目的としている。本戦略の目的の達成状況を計測するため、2025年に到達すべき目標（KPI）を設定する。

○効果KPI

「インフラシステム輸出戦略」では、受注実績を、①輸出統計、②ヒアリング等に基づく事業投資による収入等（海外現地法人の売上）に基づき計上してきた。

一方、本戦略では、我が国企業の海外進出形態が輸出から投資へと変遷してきた昨今の流れや、インフラ分野の付加価値の源泉がサービスやソリューション提供にシフトしてきたという流れなどを踏まえ、輸出と海外現地法人への出資を通じた売上高（O&M等による継続的な売上を含む）を用いる考え方を維持しつつ、海外現地法人の売上については、原則として政府統計を活用した受注実績を用いることとした。その上で、官民連携の下、本戦略に掲げる各種施策を強力に推進しつつ、我が国企業が2025年に34兆円のインフラシステム

を受注することを目指す。

集計区分については、分野横断的なソリューション提供が重要になることを念頭に、エネルギー、交通、情報通信、基盤整備、生活環境、新分野という区分から、ユーティリティ、モビリティ・交通、デジタル、建設・都市開発、農業・医療・郵便等という分野区分に変更する。また、受注実績の副次的指標として、一時的受注高に加えて、継続的事業投資等の動きを捕捉することを念頭に、我が国企業の海外現地法人への出資額も集計する。

なお、輸出や海外現地法人の売上に係る計測の精緻化の観点から、今後、新たに統計が整備された場合はそれを活用する等、より正確な数値を捕捉するために、必要に応じて計上手法の変更等を行う。

○行動KPI

「インフラシステム輸出戦略」では、官民一体となった競争力強化に向けて政府一丸・官民連携によるトップセールスを精力的に展開してきた。2013～2020年の8年間における総理・閣僚によるトップセールス件数は572件であり、年間10件以上という目標を大きく上回った。

昨今のインフラ海外展開の事情として、競合国との差別化のために、デジタル化の進展などへの対応に向けた受注前の提案力強化や受注後のインフラシステムへの継続的関与の重要性が一層高まっている。さらに、インフラ事業は成果が出るまで時間を要することから、競争力向上のためには質の高いインフラや現地との協創の推進に向けた人材育成が重要である。このことを踏まえ、効果KPIの達成に向けて、計画的な取組を進めるための具体的な数値目標を含む行動KPIを多層的かつ多面的に設定する。なお、インフラ海外展開を取り巻く環境変化が経済活動に及ぼす影響等を考慮し、目標を定めるとともに、必要に応じて見直しを検討する。また、行動KPIに関する取組状況は年央に取りまとめて公表するとともに、目標に達していない取組については課題を分析し、今後に向けて改善を図る。

まず、総理トップセールスを各省幹部によるトップセールス等と現地の在外公館のフォローアップで補完する形とし、「各省幹部トップセールス等件数」及び「在外公館によるトップセールスフォローアップ件数」も行動KPIとして設定する。

次に、受注前の提案力強化及び受注後の運営における継続的関与の観点か

ら取組を支援するための指標となる行動KPIを設定し、競合国との差別化を図る。具体的には、デジタル化の進展などへの対応に向けた受注前の提案力強化について、「先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る案件形成等に向けた支援件数」及び「先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る公的資金導入額」を行動KPIとして設定する。また、受注後の継続的関与について、単純な売り切りではない「継続的関与に向けた安定的な収益機会となるO&Mを含む案件又はPPP事業参画に向けた支援件数」及び「公的支援機関による支援額及び支援によって動員された民間投融資額」を行動KPIとして設定する。これらの行動KPIの設定を通じて、あらゆる事業ステージにおいて競合国との差別化を図る取組を強化する。

最後に、インフラ事業は成果が出るまで時間を要することから、我が国の競争力向上のためには、質の高いインフラや現地との協創の推進に向けた人材育成に取り組む必要があるため、「質高インフラ原則の実践・普及に向けた技術協力の数」及び「途上国の政府・企業の人材育成」（デジタルを含む）を行動KPIとして設定する。

以下の行動KPIについては、取組の性質やこれまでの実績等を踏まえ、次のとおり目標を設定するとともに、毎年公表する。また、「公的支援機関による資金供給状況」については、2025年まで続く戦略の対象期間において、他の行動KPIの指標と同様に毎年の進捗を報告・公表していく。

(1) トップセールスとフォローアップ

- 総理トップセールス件数：年間10件以上
- 各省幹部トップセールス等件数：年間200件以上

(2) 提案力強化（インフラ分野のDXの加速化に関する指標）

- 先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る案件形成等に向けた支援件数：年間55件以上

(3) 継続的関与（海外での生産・調達・維持管理・運営等の支援に関する指標）

- 継続的関与に向けた安定的な収益機会となるO&Mを含む案件又はPPP事業参画に向けた支援件数：年間70件以上

第2章 具体的施策の柱²

本戦略の目的3本柱の実現のために、インフラ海外展開を取り巻く環境変化を踏まえ、DX・GXを通じた変革への対応を強化するとともに、現下の国際情勢の複雑化等に伴う経済安全保障の要請も念頭に置きつつ、相手国等との共創により社会課題を解決する質の高いインフラ海外展開を更に推進すべく、以下の具体的施策の柱に沿って、官民連携した取組を更に強化していく。

特に、環境変化を踏まえた重点戦略として、①DX等新たな時代の変革への対応の強化、②脱炭素社会に向けたトランジションの加速、③「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)を踏まえたパートナーシップの促進の3本柱を掲げる。加えて、新たなニーズに対応した展開手法の多様化として、④コアとなる技術・価値の確保、⑤売り切りから継続的関与への多様化の促進、⑥質高インフラに向けた官民連携の推進の3本柱を掲げる。

1. DX等新たな時代の変革への対応の強化

昨今の社会経済情勢の変化が、インフラ海外展開の環境にも大きな影響を及ぼしている中、デジタル技術等も積極的に取り入れつつ、新たな時代の変革に力強く対応していくことが求められている。世界的にはコロナ禍後の新常态における消費ニーズや地政学リスクの高まり等を背景に、デジタル変革を通じたビジネスのプラットフォーム化、パートナーシップの観点からの安定的かつ複線的なサプライチェーンの再構築が進む中、我が国企業の国際競争力強化・企業価値向上につながるインフラ海外展開への支援のあり方も変化していく必要がある。

については、SDGsを始めとする地球規模の社会課題等に対し、途上国・先進国、国内外の企業・投資家も巻き込みつつ、我が国がその解決に向けて中心となって取組み、価値創造につなげていく必要がある。具体的には、海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化のほか、大企業のみならず中堅・中小企業・スタートアップも含めた我が国企業の新たなイノベーションの創出、中長期的な視点も含めた国際連携の推進や国際標準化への対応など、次の取組を進める。

² 本戦略における各施策について、「インフラシステム海外展開戦略2025の追補」(令和5年6月1日、第56回経協インフラ戦略会議決定)(以下、「令和5年度追補」)に基づき改訂を行ったところであり、該当する施策の記述の冒頭に「*」を付している。

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

- ① (*）国際協力銀行（JBIC）は、本年4月に成立した改正国際協力銀行法に基づき新たに可能となる、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資や、我が国にとって重要な物資を日本企業が海外で引き取る場合の融資、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での融資を活用し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化をより一層支援していく。また、2022年6月に行った政令改正や7月に創設したグローバル投資強化ファシリティ等も活用する。
- ② 日本貿易保険（NEXI）は、新型コロナの対応やサプライチェーン強靱化等に向けた改正貿易保険法（2022年4月成立）に基づき、NEXIによる、投資先より先の間接投資先に生じた損害により本邦企業に損失が生じた場合も保険金支払の対象とする等している。（*）これに加え、本年、経済産業省令の改正により、サプライチェーン強靱化、脱炭素、スタートアップ企業の海外展開等の支援に資する事業を対象にNEXIによる国内融資への保険提供を可能にする。
- ③ また、NEXIは、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成への貢献等の重点分野において、LEADイニシアティブを通じて、2025年度までに1兆円規模の案件形成を目指す。
- ④ 日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）は、ASEAN地域において行うデジタル技術を活用したデータ共有・連携によるサプライチェーンの見える化事業、工場内の製造工程の自動化事業等のサプライチェーン高度化に資する事業を支援する。
- ⑤ (*）ウクライナ情勢の影響や海外港湾の混雑等の様々なサプライチェーンの途絶リスクを踏まえ、国際物流の多元化・強靱化を図る観点から、従来の輸送手段・ルートを代替又は補完する輸送手段・ルートについて官民共同で実証輸送を実施し、その有効性を検証するとともに、世界各国との安定的なサプライチェーンの確保に向けて国際的な連携強化に取り組む。

(2) デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進

- ① インフラ分野へのデジタル活用を促進するため、関係省庁・機関は、F/Sや実証事業、ODAによる資金協力等の充実を図る等、AI・高度ICT等のデジタル技術を活用した案件の形成支援の強化や、日本企業が有するデジタル技術の活用が将来的に期待される案件への支援強化を図る。
- ② デジタル技術利活用の基盤となる、Open RAN等の安全でオープンな5Gネットワークやそれを支えるインフラ（光海底ケーブル・データセンター等）について、我が国企業の製品・システムの海外展開を後押しし、各地域における安全・安心な通信環境整備に貢献する。特に、光海底ケーブルについては、プロジェクトの案件形成段階において、我が国が技術的優位性を有する予防保全・故障検知を通じた安定性確保に留意する。
- ③ デジタル技術の利活用に係る戦略的・効果的なPRのため、デジタル技術を活用した社会課題解決のグッド・プラクティスのカタログ等の作成や、国民を挙げたトップセールスの実施等により戦略的発信の強化を図る。
- ④ 日本のスマート保安技術等の活用を通じた、スマート保安の海外展開を図る。具体的には、日タイの産業界・学界が中心となって設立する日タイスマート保安コンソーシアム等を通じ、商談・技術交流、教育・人材育成等を継続的に実施し、タイ国内におけるスマート保安の実現を図る。

(3) デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援

(A) 公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援

- ① 多様なインフラニーズにきめ細かく対応するため、中小規模を含めたインフラ案件に関して、海外市場で勝負可能な潜在力を有する中堅・中小、地方企業及びスタートアップ企業の海外展開を、公的金融を活用し民間資金を最大限に動員する形で推進する。
- ② （*）改正国際協力銀行法（2023年4月成立）に基づく機能強化を通じ、JBICは、今後の成長が見込まれるスタートアップ企業や、国内での事業実績を経て海外展開を目指す中堅・中小企業の海外事業資金調達を、新たに可能となる日本国内の本社経由での出資や社債の取得等によって機動的に支え、こうした企業の海外展開をより積極的に支援していく。
- ③ （*）総務省のICT海外展開パッケージ支援事業に新たに「地方枠」を設け、地方企業の取組を公募により支援する。

- ④ 海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）は、2022年2月のJICT支援基準の改正を踏まえ、ICTサービス事業への支援や、ファンドに対するLP出資を通じ、スタートアップや地方の中小企業を含む幅広い企業の海外展開を促進する。
- ⑤ （*）海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化のため、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、NEXI との協力により「海外ビジネス支援パッケージ」を構築し、海外への販売開拓・拡大を図る中小企業・小規模事業者の課題やニーズの把握・共有から海外ビジネスマッチング支援や金融支援までを一体となっていく。
- ⑥ （*）スタートアップ育成5か年計画を推進することにより、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームの実現を目指すほか、これまで輸出に積極的ではなかった中小企業等が輸出を開始し、海外市場を開拓することを促すため、「新規輸出1万者支援プログラム」を推進する。
- ⑦ 日本からの輸出や海外拠点の設置、現地での事業拡大（O&M等）、M&Aや第三国向け事業など、様々な段階や業種における支援、また、ノウハウの共有、現地パートナーとのマッチング、人材育成、実証等、幅広いニーズへの対応が可能となるよう取組を推進する。例えば、様々な公的支援機関等が見出した、技術と海外展開への意欲を有する中堅・中小、地方企業を日本貿易振興機構（JETRO）につなげるプッシュ型支援を実施していく。
- ⑧ 現地パートナーとのマッチング後に必要に応じて公的金融を通じた支援を行う。特に、JBIC・国際協力機構（JICA）・NEXI等と地域金融機関との連携等を通じた中堅・中小企業向けの支援を積極的に進める。

（B）国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援

- ① インド太平洋地域の社会課題解決に向けた現地企業等との協業・連携支援を通じて、日本企業の海外展開を促進する。（*）具体的には、デジタル技術等を活用して、インド太平洋地域（ASEAN、南西アジア、中南米、アフリカ、太平洋島嶼国）で社会課題解決型事業の実施を目指す日系企業に対して、日ASEANにおけるアジアDX促進事業や新興国DX等新規事業創造推進支援事業等を通じて現地企業とのネットワーキングから実証事業まで一貫支援を行う。

- ② 相手国の社会課題ニーズに寄り添ったビジネスモデルの展開にあたっては、現地でのデータの収集・分析、データを踏まえたシステムの継続的な投資と刷新が求められるため、相手国のステークホルダー（企業、ベンチャー、政府、大学、研究機関等）と密接に連携し、人材育成や研究開発を含め、展開国のニーズに沿った協創イノベーションを創出する事業を支援する。例えば、JETROのJ-Bridgeによりスタートアップを含む日本企業と海外企業との協業・連携を支援する。
- ③ （*）スタートアップ等、日本企業と海外企業との新たな取引の創出・拡大を目指すNEXIによる貿易保険の新たな枠組みであるSEED(Support to Expand Emerging Deals)スキームを創設する。
- ④ 障壁となり得る既存の制度や規制がない又は緩和している国・地域のサンドボックスを活かしたイノベーションを創出する事業を促進する。一例として、米国・欧州において、水素ステーションを運営する事業等の先進分野を支援する。
- ⑤ 我が国の強みが活かされるフィジカルデータを含むリアルデータの活用やITとOTの融合等を通じたデジタル化の推進、個人情報取り扱いに配慮した形でのデジタル活用を一層推進するとともに、プラットフォーム型のビジネスモデルの構築に係る支援を行う。

(C) デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ等の海外展開

- ① 経済・社会のデジタル化の進展に伴い、インフラのサービス化、ビジネスの高度化が進む中、インフラにおけるソフトインフラの重要性が一層増していることから、人材育成を含むソフトインフラ等の海外展開を推進する。具体的には、ハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業についても支援を可能とするJICT支援基準の改正を受け、JICTにおいて積極的に案件を形成していく。
- ② 次元の違うスピード感やリスク対応が求められ、従来型の制度、慣習、目利きでは十分に対応できないデジタル技術を活用した案件への支援強化のため、外部リソースの活用や積極的なリスクテイクを含め、デジタル時代に対応した公的支援機関の政策支援のあり方を検討する。例えば、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）においては、無人航空機運航管理システム事業や自動運転の実現に不可欠である高精度デジタル道路地図整

備事業等のデジタル技術を活用したインフラ案件への出資の取組を強化しており、このような先進的案件的形成を推進する。

- ③ スマートシティ、MaaS、AIオンデマンド交通等交通ソフトインフラに係る情報の提供、案件形成調査・実証実験への支援、相手国政府への働きかけ等を引き続き推進する。
- ④ (* デジタル技術を活用して都市課題等を解決する「スマートシティ」は、今後世界的に大きな成長が見込まれる市場であるASEANやインド等において、相手国等との相互協力により、案件形成調査等を通じたスマートシティの実現・本邦企業の進出を支援する。
- ⑤ 業界横断的なサービス提供を可能とする「デジタル・プラットフォーム」に対し、PoCなど初期段階からの支援を一層強化することで、既存のインフラ・ビジネスの変革とイノベーションの拡大につなげる。
- ⑥ (* デジタル技術を活用してアジアやアフリカの農業における課題解決や生産性の向上に資するスマート農業技術を展開する。
- ⑦ (* ブロックチェーン、デジタル通貨等のデジタル技術を活用した貿易プラットフォームの海外展開を進める。
- ⑧ (* ブロックチェーン、QRコード等のデジタル技術の活用を含めた金融インフラの海外展開は、金融包摂の観点のみならず、社会のデジタル変革やSDGs達成にも資するなど、多面的意義を有するものであり、金融インフラを現地の社会課題の解決につながる社会生活基盤の一つと位置付け、その普及促進と海外展開に取り組む。

(4) 国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用

(A) 国際連携の推進

- ① 国際連携を推進するとともに、現行の国際標準に対応した受注実績の拡大支援を行っていく。(* 例えば、オープンでセキュアな5G (Open RAN) の展開に向けた国際連携や実証、PoCを行う。同志国と連携し、世界各国に5Gネットワークシステムに係る信頼性や安全性、開放性の確保の重要性を広めながら、本邦企業のOpen RAN関連製品やサービスの海外展開を後押ししていく。
- ② (* 責任あるAI及びAIガバナンスの相互運用性の促進に向け、国際的なAI技術標準の開発への包摂的なステークホルダーの参加を促進し、同志

国間の協力を強化する。また、G7デジタル・技術大臣会合において、信頼できるAIのための技術に関する標準などの様々なツールに関する議論を引き続き行うための場を設けることとしており、経済協力開発機構（OECD）やAIに関するグローバルパートナーシップ（GPAI）等の枠組みも活用し同志国間の議論を推進する。

- ③ 新型コロナウイルス感染拡大時に、世界各国の医療インフラの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、アジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく国際展開、日本医療研究開発機構（AMED）を通じた海外研究拠点における感染症研究の推進、感染症対策センターや医療機器・衛生用品のサプライチェーン網等の整備等、医療インフラ投資推進に取り組む。また、柔軟性のあるサプライチェーンとそれを下支えする国際物流システムの整備を推進する。
- ④ （*）NEXIによるアフリカ貿易保険機構（ATI）への出資を通じた連携を強化し、円滑な案件組成に向けた協力体制構築を通じて、本邦企業によるアフリカ向け貿易・投資促進の検討を進める。

（B）国際標準化への対応と戦略的活用

- ① 本邦企業にとって親和的な基準や、将来有望なインフラ関連の技術、スマートシティ等の総合的なソリューションパッケージ等を戦略的に抽出し、他国との連携を含め、官民が強力に連携してそれらの国際標準化やルール形成（以下、まとめて「標準化」という。）を推進する。また、国際機関の要職における日本人採用を働きかけるなど、国際標準策定過程に人材面でも関与していく。
- ② （*）例えば、情報通信分野においては、国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化局長に日本人が就任した。この機を捉え、官民の連携をより一層強化し、Beyond 5G等情報通信分野における国際標準化を推進する。
- ③ （*）また、自動車分野においては、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、欧州以外の国で初めて我が国が副議長に選出されたことも踏まえ、自動運転や脱炭素化等の日本の技術を反映した自動車基準の国際調和を一層主導し、我が国技術の海外展開を図る。
- ④ 標準化に向けては、様々な角度からの取組が考えられる。まず、地域規格を目指すなど段階的標準化や、マネジメント、ノウハウ、社会システム等

技術以外の要素に係る標準化が考えられる。例えば、地上デジタル日本方式の海外展開と方式採用後の移行支援などが行われてきている。

- ⑤ 我が国の強みを活かしたインフラシステム海外展開を進めるため、日本式のコールドチェーン物流サービス規格等の国際標準化を推進するとともに展開国での普及に向けた働きかけを進める。
- ⑥ 鉄道分野においては、国際標準化機関（ISO及びIEC）における国際標準化の取組を推進するとともに、海外向け車両の標準仕様（STRASYS改訂版）のアジア諸国への展開を図る。
- ⑦ 標準化の先を見据えたパートナー国との連携、他国との連携による標準化に取り組む高度専門人材の育成支援等については、官民が協働した長期的取組が必要であり、ロードマップを策定し、適切にフォローアップする。
- ⑧ 日本のスマートシティの海外展開に向けて、海外パートナーと連携しつつ、都市OSを含むスマートシティの標準アーキテクチャの国際標準化を推進する。

(C) データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等

- ① データの自由な流通及び利活用の促進は、生産性の向上、イノベーションの増大をもたらす源泉であるため、2019年6月のG20大阪サミットの機会に立ち上げた「大阪トラック」の下、同サミットで提唱された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」の考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りを、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、WTO等様々な国際場裏において加速させていく。
- ② G20大阪サミットで提唱したDFFTの考えに基づき、相手国政府、地方政府、インフラ事業者等が有するインフラに関するデータ（運転管理・制御データ、施設管理台帳等）の共有を促進し、インフラ運営・管理・更新の最適化を図るソリューション提供や、オープンデータを活用した新サービスの開発等のビジネス創出を支援する。
- ③ 国際的なデータ共有による事業展開は、DFFTが前提条件となる。一例として、日印両国政府の合意が起点となって、インド国内の主要港湾ではコンテナ位置情報の収集とデータ解析を通じた物流最適化が進められている。

2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速

パリ協定の実現に向け、2020年10月に表明した「2050年までに温室効果ガス（GHG）排出を実質ゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との方針の下、再生可能エネルギーや原子力等の既存技術を最大限活用するとともに、水素やアンモニア、二酸化炭素回収・貯留（CCS）等の新たな技術の実現・普及にも産官学を挙げて取り組む。また、こうした排出削減技術の開発・実証にあたって、国内のみならず国際連携の枠組みを通じて海外とも連携していく。特に、アジア各国においても脱炭素に向けた機運が高まる中、アジアの多様かつ現実的な脱炭素化に貢献し、技術標準や国際的なインフラ整備をアジア各国と共に主導する「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現を目指す。

（1）脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み

- ① アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現に向けて、2021年に表明したアジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）や日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0を強化・具体化しつつ、民間資金と公的資金（OOF及びODA）を最適に組み合わせながら、エネルギー・トランジションロードマップやカーボンニュートラル長期戦略策定支援、水素・アンモニア等ゼロエミッション技術の開発、実証及びサプライチェーンの構築、都市の脱炭素化・強靱化、国際共同投資・共同資金調達を可能にするファイナンス・ルールの策定、グリーン成長につながる国際標準策定等の技術等の標準化、インフラ導入時における適応・レジリエンス強化、カーボンクレジット市場、制度構築・人材育成、送配電網等の周辺インフラの整備、再エネ等脱炭素技術を用いたプロジェクトの組成・運営等に係るアジア諸国における協力等を着実に行う。（*）また、JBICやNEXIと各国の政府系企業等との協力覚書締結を通じ、現地及び日本からのエネルギー・トランジション投資を加速する。
- ② 二国間クレジット制度（JCM）をより積極的に活用しつつ、2025年を目途にJCMパートナー国を世界全体で30か国程度に拡大することを目指し、JCMの拡大及び市場メカニズムの世界的拡大にも取り組む。（*）具体的には、JCMプロジェクトの大規模化（大規模再エネ、水素、CCS等）、アジア

の企業の排出量把握を促進する透明性能力強化プログラム、民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンスの普及、外部機関の活用等による実施体制強化、アジア開発銀行（ADB）と連携した農業分野等のメタン削減案件創出、G7気候・エネルギー・環境大臣会合で採択した「質の高い炭素市場の原則」の普及による市場の信頼性の確保、及びCOP27で我が国の提唱により立ち上げた「パリ協定6条実施パートナーシップ」について、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」等による各国のニーズに応じた6条実施に関する能力構築支援を通じた「質の高い炭素市場」の構築推進等を行う。

- ③ （*）公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）を通じて、パートナー国政府とのエンゲージメントや再エネ等への投資のための支援を推進していく。また、2021年にADBに創設されたエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）を通じて、アジア・太平洋地域のエネルギー移行を推進する。このほか、ADBとの政策対話及び協力覚書を通じて、途上国の能力開発、プロジェクト案件組成等を連携して進める。

（2）我が国の脱炭素技術等の海外展開支援

- ① 世界の脱炭素化をリードしていくため、日本固有のエネルギー・発電事情の経験を活かし、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱、水力等の再生可能エネルギーや水素、アンモニア、エネルギーマネジメント技術、二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）／カーボンリサイクル、海洋温度差発電等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うトランジション協力を進める。加えて、F/Sや実証事業など初期段階からの支援を図りつつ、多様な選択肢の提供も強みとする官民一体となったパッケージ型提案力の強化を行う。
- ② （*）我が国のカーボンニュートラル政策・制度や次世代脱炭素技術の紹介と実証・導入の検討、パリ協定に基づく長期戦略やマスタープラン作成支援、GX長期研修プログラム等の人材育成支援に取り組むとともに、クリーンエネルギーに域内の人々がアクセスできるようパワープール構想（国際連系線の拡張やそのための制度整備など）をアフリカなどで推進する。

- ③ (*）クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）に基づき、G7気候・エネルギー・環境大臣会合で立ち上げた「地方の気候行動に関するG7ラウンドテーブル」の下、G7とも連携しながら、都市間連携等を通じたパートナー都市における制度構築、インフラ導入等を支援し、日本の国・地方協働モデルと脱炭素ドミノ（決意・コミットメント、実行）の輪を日本から海外へ拡大していく。
- ④ (*）国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備を目的として、コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）の下、途上国のGHG排出量算定・報告制度の構築支援、途上国の現地日系企業のサプライチェーン全体での排出量把握・情報開示等を支援するほか、緑の気候基金（GCF）等国際機関を活用した支援、人材育成・知見共有、GHGインベントリ等情報整備支援等に取り組む。さらに、G7や同志国及び世界銀行と連携して途上国を支援する新たな枠組み「RISE(Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement)」を通じ、特定国に過度に依存するクリーンエネルギー製品について、途上国が国際的供給網の一翼を担えるよう互恵的支援を行い、供給網多様化を推進していく。
- ⑤ NEXIによるLEADイニシアティブを通じたカーボンニュートラルに資する案件の積極的な融資保険の適用・引受を行う。（*）資源エネルギー総合保険の適用対象拡大による支援強化、エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）によるリスクマネー供給に加え、両機関の連携を進め水素やアンモニア、CCS等の新技術分野の取組を支援していく。
- ⑥ (*）2022年のCOP27で表明した「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）支援パッケージ」及びG7気候・エネルギー・環境大臣会合で取りまとめた「G7気候災害対策支援インベントリ」に基づき、途上国に対してロス&ダメージに対する支援を包括的に提供していく。特に、その一環として、日本の早期警戒システムなど気候関連サービスや技術の海外展開を促進する。
- ⑦ 熊本水イニシアティブ（第4回アジア・太平洋水サミットで発表、国連水会議2023にて再確認）に基づき、気候変動問題に対し、我が国の先進技術を活用して、ダム、下水道、農業用施設等を最大限活用した適応策と、GHGを削減する緩和策を両立できる「質の高いインフラ」整備を実施する。
（*）具体的には、AI/IoT等での予測・解析技術等による水害リスク評価

の高度化、アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）やデータ統合・解析システム（DIAS）を通じた人材育成等への支援、ダム、下水道、農業農村開発等の高度な運用操作や整備計画策定等を可能とするハイブリッド技術の活用を推進する。それにあたり、事業実施可能性調査を通じて、官民協働で導入提案を実施し、現地の社会課題の解決と持続可能な経済成長の実現に貢献する。

- ⑧ （*）持続可能な食料システムの実現に向けた「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）及び同戦略を踏まえた「日ASEANみどり協力プラン」（2022年10月）の国際的な発信を行うとともに、ASEAN各国と合意した共同文書等に基づき、各国の地域性を踏まえた支援を行う。具体的には、ゼロエミッションに貢献する農業生産方式とフードバリューチェーンへの転換を支援し、途上国の水田におけるGHG排出削減のための栽培管理技術の開発、国際標準化も視野に入れた農業生産性向上に資するスマート農業技術、食品の生産から消費までの付加価値の向上に向けたインフラ作り等に取り組む。
- ⑨ 生物多様性日本基金第二期の開始、SATOYAMAイニシアティブ（里地・里山・里海の保全と持続可能な利用を進めてきた日本の経験を踏まえ国際的に推進するイニシアティブ）の目標を実現するための活動支援（COMDEKS）等を通じて、自然を活用した解決策（グリーンインフラ、生態系を活用した気候変動適応（EbA）、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等）の海外展開を推進する。（*）また、G7気候・エネルギー・環境大臣会合でまとめた「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」等を活用し、経済界との連携を強化する。
- ⑩ ESG投資の増加にみられる環境・社会・企業内統治への関心の高まりを踏まえ、環境性能の高いインフラの海外展開に取り組むことで、気候変動問題やプラスチック汚染問題等の地球規模の課題を解決し、世界の環境と成長の好循環を一層推進する。具体的には、これまでの日本の公害や廃棄物管理等の経験や技術、制度などを基に、展開国における環境汚染の低減や公衆衛生の向上、プラスチック汚染問題の解決に向けて、「フルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）」、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」、「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）」、「アジアEST地域フォーラム」等の

国際的な枠組みを活用しながら、案件形成の上流からの関与の強化等により、社会的仕組み（ソフトインフラ）の整備と一体的に、廃棄物発電、リサイクル技術、浄化槽や、大気汚染・水質汚濁・水銀処理の対策技術等の質の高い環境インフラの導入促進に取り組む。

- ⑪ （＊）G7気候・エネルギー・環境大臣会合における循環経済等に関する合意を踏まえ、途上国の制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等をパッケージで支援し、我が国の循環産業の戦略的な海外展開を進める。
- ⑫ 気象分野においては、固体素子気象レーダー等の観測に関する技術のPR、開発途上国への技術支援、気象衛星ひまわりを活用した自然災害防止のための情報提供等を実施する。
- ⑬ 主要国や国際機関等と連携しながら、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用拡大、ゼロエミッション船の技術開発やカーボンニュートラルポート（CNP）の形成推進等に取り組むことにより、交通運輸分野における脱炭素化を推進する。

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

インド太平洋地域における質の高いインフラ整備の推進に向け、我が国の強みを生かし、多様な支援の手法を活用しつつ案件を具体化していく。また、エネルギー・資源安全保障や経済安全保障、海洋安全保障に加え、サイバーセキュリティの観点から踏まえたインフラを守るという観点にも留意する。

インフラ海外展開においては、それぞれの国情に応じたアプローチを重視しつつ、官民一体で取り組み、政府全体として支援していくことが重要である。特に、グローバル・サウスと呼ばれる国々が成長し世界がより多様化している現状を踏まえ、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）等の下で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組む。また、考え方を共有する国や国際機関とも連携しつつ、質の高いインフラの整備を通じ、アジアをはじめとする各地域内や地域間の連結性強化を支援し、これら地域の開発を促進することで、対象国の経済的・社会的な基盤強化と平和と安定の確保を進めるとともに、我が国企業のビジネス展開を後押ししていく。

我が国との地理的・歴史的関係の深さ及び日本企業の進出度合、連結性強化を含む相手国のニーズも踏まえた今後の日本企業の進出ポテンシャルを勘案し、FOIPの下でのインフラ海外展開においては、東南アジア、太平洋島嶼国及

び南アジアを重点地域とする。

(1) グローバル・サウスにおける重点地域への取組

- ① (*）我が国と地理的・歴史的に関係の深い東南アジアは、現地に相当程度の産業集積がある重点地域である。FOIPと「インド太平洋に関するASEANアウトック」(AOIP) が共鳴するビジョンであることも踏まえ、2023年12月に東京で行われる日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議も念頭に、日ASEAN連結性イニシアティブの刷新を進める。また、アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)も踏まえ、公的金融機関や官民ファンドとも連携し、サプライチェーン、連結性、デジタル・イノベーション、人材への投資を強化するとともに、持続可能な食料システムの実現、SmartJAMP等を通じたスマートシティの実現や交通ソフトインフラの展開の加速化、質の高いO&M技術を有する本邦企業の技術参画、ダム再生・河川改修・洪水予警報などの防災分野の協力、エネルギー輸送・供給網整備事業への参画、郵便・物流システムの整備を重点的に支援し推進する。
- ② (*）親日的で、国際社会において我が国の立場を支持するなど、我が国にとって重要な国々であり、FOIPの重要なパートナーである太平洋島嶼国にとっては、広大な排他的経済水域(EEZ)における海洋安全保障、水産資源管理、連結性向上に資する質の高いインフラ整備、気候変動による海面上昇、感染症、自然災害、マネー・ロンダリング(マネロン)等多くの課題が存在しており、それらへの対処が喫緊の課題である。そうした現地のニーズに即したインフラ海外展開を推進する観点から、ニーズに沿ったソリューションを有するスタートアップ企業等と現地政府等とのマッチング、再生可能エネルギー導入支援やビジネス共創促進事業、交通インフラ整備促進に向けた調査事業等の実施を図り、脆弱性の克服に向けた支援を行う。加えて、引き続き防災分野を含む人材育成等への支援を着実に実施するとともに、海底ケーブル案件等へのファイナンス支援等、米豪を含む同志国との協力を推進する。また、国際機関等と連携しながら、太平洋島嶼国のマネロン等対策強化に向けた支援を実施する。
- ③ (*）南アジアは、市場規模が大きく、総人口に占める若年層割合も高く、高い成長率・経済的ポテンシャルを有するため、我が国企業の進出・拠点化も進んでいる。また、国際社会においてグローバル・パワーとしての存

在感を高めているインドをはじめとする南アジア諸国の重要性が増している。他方で、電力・水等の基幹インフラや道路・鉄道・港湾・空港・物流等の交通インフラの整備が、現地に進出している日本企業のビジネス遂行上の観点からも重要である。今後は、コロナ禍後の世界においてデジタル・コネクティビティが更に重要性を増していることも踏まえ、我が国の技術とインドにおける現地企業との連携による5G (Open RAN) の導入に向けた取組に加え、高速鉄道整備、海底ケーブル敷設を通じた連結性強化、有料道路運営等も引き続き推進する。

(2) 絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応

- ① インフラの海外展開を取り巻く環境が大きな変化の中にあるところ、甚大なリスクが顕在化した際に関係機関による柔軟な対応が求められるとともに、我が国政府による我が国企業に対するきめ細かな支援の整備が重要となっている。
- ② (*）ウクライナ情勢をはじめとして、企業の海外展開におけるリスクが変化する中で、日本企業に対する予見困難な事態での手厚い相談体制の整備及び貿易保険による支援を強化する。
- ③ (*）また、ロシアの侵略により困難に直面するウクライナに対しては、改正国際協力銀行法(2023年4月成立)に基づく機能強化によって新たに可能となった、国際開発金融機関(MDBs)が行うウクライナの民間セクター向けの融資へのJBICによる保証の付与等を通じて、ウクライナの復旧・復興を支援する。
- ④ (*）カントリー・リスクや地政学リスクの高まりに対応して設置したNEXI及びJETROの支援相談窓口及び政府が設置したホットラインの活用を図るとともに、JBICやJETRO、NEXI等を通じ、ロシアによる侵略の影響を受けるウクライナやルーマニア・ハンガリー・ポーランド等の周辺国における日本企業等への支援を推進する。また、高効率エネルギーシステム導入等をF/Sで支援する。

(3) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法

- ① 我が国を含む地域や国際社会の安定と繁栄の礎となるFOIPの実現や国境を越えた地球規模課題への対応を通じ、相手国との連携強化を図るべく、

優先順位の高いインフラ案件については、その形成、受注、運営を後押しするべく、相手国のガバナンス向上、経済的自立性、経済の開放性、展開地域の連結性向上等を重視し、ハード及びソフトの両面からODAを始めとする各種公的支援スキームを戦略的に活用し、迅速な支援を行うとともに、これら支援スキームの拡充も検討していく。（*）特に、2030年までにインド太平洋地域に対する750億ドル以上のインフラ支援を着実に実施していく。

- ② 複合領域に跨る面的なインフラ開発を推進する。省庁横断的な支援体制を強化し、総合的なソリューションパッケージに係る提案力を高め、相手国の社会課題への対応を含めその発展ストーリーを二国間で共有しながら、国土・地域計画などの上流からの関与を一層積極的に進め、政策設計、案件組成、後続案件の獲得など、相手国政府とも深く連携しながら連続的に事業を推進するモデルを構築する。
- ③ ODA卒業国や先進国を含めた海外の膨大なインフラ資金需給ギャップに対応するため、PPP/PFIの有効活用に向け、官民一体での施策を強化する。その際、民間資金動員の最大化を図るよう公的金融も活用し、相手国政府を含む官民が適切なリスク分担の下で迅速な事業展開が可能となるよう留意し、必要に応じて制度改善を行う。（*）この観点から、新たに創設した途上国のスタートアップ支援のための民間資金動員型無償資金協力による案件形成を目指す。また、改正国際協力銀行法（2023年4月成立）に基づくJBICの機能強化を通じて、経済安全保障を確保しつつ、成長分野の民間企業の展開を後押ししていく。
- ④ 日本企業によるインフラ海外展開の障壁となっている各国の法令や入札・契約を含む制度の実態や改善のニーズをインフラの分野別に把握するとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関とも連携しながら、その整備や改善を積極的に提案する戦略的な法令・制度整備支援を行う。また、事業化に向け相手国側における制度整備が必要な案件については、相手国政府に働きかけを行っていくための官民協議会の立ち上げや戦略的情報発信について、パッケージで支援を行う。
- ⑤ 現地のステークホルダーと共に、現地の社会課題の解決やQoLの向上を目指し、現地のニーズを広く聴取し、現地のインフラ開発に長期的に関与し、日本が有する技術やノウハウをその時の現地ニーズに合わせて継続

的に提案しつつ、現地と共に価値を共創していく事業モデルを推進する。

(*) この観点から、50年の友好協力を通じて培った信頼を原動力とした日ASEAN経済共創ビジョン策定を推進する。また、2023年前半に改定される開発協力大綱に基づき、ODAとその他の公的資金(OOF)など様々なスキームを有機的に組み合わせて相乗効果を高め、日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、相手国との対話・協働を通じて、積極的に提案していくオファー型協力を強化する。

- ⑥ 政策対話等を通じた展開国におけるデジタルに対するリテラシーの向上、デジタル技術やシステムの導入に必要な法制度、規制、ルール、マスタープラン、予算補助等に対する支援を強化する。また、それを可能とするため、我が国政府におけるデジタル人材の確保とデジタルイノベーターの積極活用を促進する。
- ⑦ 競合国との差別化の方策として、現地人材の育成支援、技術移転の支援の仕組みを強化し、ハードとソフトのパッケージによる海外展開を推進する。(*) また、インフラメンテナンス海外展開セミナー等を通じ、老朽化が課題となるインフラの点検技術を含むインフラメンテナンスの海外展開の取組を強化する。
- ⑧ (*) 我が国及び世界の食料安全保障の強化に向け、国際農業開発基金(IFAD)への拠出や、公的金融機関と連携した投融資による海外での食料生産やサプライチェーン強化に資する民間企業等の案件組成と周辺インフラ整備の推進を通じて、食料等の国際的な需給安定化を図ると同時に、我が国への食料安定供給を確保する。また、海外での情報収集体制を強化することで、我が国への食料安定供給に向けた輸出国との連携強化に取り組む。

(4) 質高インフラ投資G20原則の実践

- ① 「開放性」、「透明性」、「ライフサイクルコストからみた経済性」、「債務持続可能性」等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等について、公的金融機関・MDBs等を通じた質の高いインフラプロジェクトの組成、アドバイザー(専門家)の派遣や課題別研修の実施、ライフサイクルコストの評価指標の導入等を通じて、その普及・定着及び個別のプロジェクトにおける実践を推進する。

- ② 質の高いインフラの考え方については、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践を含めて、国際スタンダード化を引き続き推進する。（*）同原則については、2022 年 7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議においてエンドースされた「質の高いインフラ投資指標集」の JICA 案件等への適用等を通じ、更なる実践を促進する。また、更なる国際的な普及を図るため、例えば予防保全・故障検知によるライフサイクルコスト縮減の事例やデータを示すなど、各国のニーズや事情を踏まえた緊密な意思疎通を通じて、価格面のニーズにも応えつつ、質の高いインフラの効用を展開国に提案・PR を行った上での提供を目指す。また、各国の制度構築や人材育成などの能力強化支援との連携を図っていく。
- ③ 国が提供する ODA や各種本邦・現地人材育成スキーム・プログラム間の総合的連携により、質の高いインフラの価値を理解し、実際の入札や契約に反映できるなど、質の高いインフラ整備に必要となる人材を戦略的に育成するとともに、（*）現地の行政官及び民間人材の長期研修の受け入れを進める。その際、各省庁で実施している研修、留学生招へいスキームの OB・OG による同窓会や親日的ネットワークを更に強化していく。また、必要に応じて円借款の制度改善を検討し、技術協力と組み合わせた円借款を推進する。
- ④ 「質の高いインフラ」の概念、構成要素、戦略的な案件形成を行う分野とコアな本邦優位技術を整理し、案件形成力の強化を支援する。
- ⑤ 洪水・渇水等の防災対策、気候変動適応、生物多様性保全、医療・ヘルスケア・高齢化対応等、我が国が他国に先駆けて取り組んでいる課題及びこれらの主流化に対応する強固で柔軟性のある社会インフラの海外展開を推進する。

（５）同志国との連携強化

- ① FOIP の実現等の外交目標へ対応するためインド太平洋地域等における質の高いインフラ構築を支援する観点から、相手国との政府間協議による日本企業参画の後押しに加え、二国間及び多国間の枠組み等も活用した外国政府及びその関係機関・企業、MDBs やその他国際機関との連携を強化する。特に、MDBs と協調し、質の高いインフラ投資や防災等の日本が重視する政策アジェンダを推進する。

- ② 各国の政府や公的機関と合意した第三国連携に係る協力枠組みを実践するとともに、パートナー国企業との連携、協業の具体化と案件の組成を推進する。（*）その取組の一環として、民間セクター、国際機関及びパートナー国の関与を含め、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）を推進するとともに、日米豪印の貿易保険機関による協力覚書を含む協力を推進する。
- ③ パートナーシップの活用による連携強化を進める。その一環として、日米、日英、日米豪印等によるOpen RAN等の安全でオープンな5Gネットワーク、海底ケーブル敷設に関する協力を推進するとともに、日米間のグローバル・デジタル連結性パートナーシップを軸にデジタル分野の具体的案件化を促進する。また、日豪間の水素サプライチェーンの構築に向けた世界初の液化水素運搬船による海上輸送実証の達成などを進める。

（6）エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進

- ① エネルギー・資源の大宗を海外から輸入する我が国が安定的かつ安価な資源を確保できるように、インフラシステム海外展開や経済協力と連携した地域ごとの戦略的取組が重要である。関連インフラへの投資促進のため、リスクマネーの供給、積極的な資源外交の展開、外国政府機関や外国企業と連携した第三国協力により、エネルギー・資源安全保障の確保に取り組む。

（7）開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化

- ① 開かれ安定した海洋秩序を維持し、資源の安定的な確保、グローバルサプライチェーンの維持等に資するため、国際海上輸送を担う我が国海運企業が運航する船舶の約8割を供給する我が国造船業をはじめとする海事産業の競争力の維持・強化や我が国の国際海上輸送を支えるシーレーンの確保に向け、船舶の輸出促進や官公庁船、港湾整備・運営等のインフラの海外展開を推進する。

4. コアとなる技術・価値の確保

(1) 我が国企業のグローバル化の推進

- ① コアとなる技術や価値を日本が維持しつつ、その他の製造拠点や現地ニーズを的確に把握するための設計・研究開発拠点のグローバル展開を支援する。
- ② ODAや公的金融機関を通じた支援を行うと共に、パートナー国企業や現地企業との連携を進めることで、日本企業の海外展開を推進する。
- ③ 世界銀行やADBを含むMDBsに対し、日本の技術、ノウハウの国際認知度の維持・向上を官民が連携して働きかけるとともに、MDBsと連携し、質の高いインフラ投資の国際展開を進めていく。

(2) 我が国企業の重要分野における技術開発の推進

- ① バリューチェーンへの波及効果が高い、社会課題解決に不可欠等の重要な次世代技術（Beyond 5G、水素、AI、量子技術、宇宙技術等）の開発やインフラ分野の技術革新（自動化、遠隔一元管理）及び展開国における社会実装を、国際標準を戦略的に活用しつつ推進する。
- ② DX等に対応した日本企業の事業モデル（スマートシティ、3D都市モデル（PLATEAU）、MaaS・AIオンデマンド交通等交通ソフトインフラ関連事業）の模索を支援すべく、海外における重要分野の開発・実証・調査・展開を支援する。その際、日本におけるこれら事業の海外への情報発信・展開のみならず、海外での横展開、日本への逆輸入、大量生産への移行、国際標準の戦略的な活用、技術だけでなく事業モデルの実証も視野に入れる。
（*）なかでも、交通ソフトインフラ海外展開支援協議会（JAST）の活用等を通じ、スタートアップを含む技術と意欲のある企業の実証・調査・展開を支援していく。
- ③ （*）インドやウズベキスタン等、新興国を中心に需要が急速に高まりつつあるデータセンターの整備・運営への日本企業参画を、JICT等の資金も活用しつつ積極的に後押ししていく。さらに、我が国のICT・デジタル技術を活用した海外展開を支援するための関係省庁によるF/S・実証実験等から、JICTといった政府系機関等の支援ツールへのバトンタッチによる案件形成力の強化を図る。

- ④ 我が国の基幹ロケットや、途上国等で利用ニーズの高い小型衛星、及び技術試験衛星等の先進的な人工衛星技術の開発を推進し、打上げサービス及び商用衛星の競争力を確保する。

(3) 我が国企業の組織再編や本邦・現地人材育成の推進

- ① 技術や製造供給能力の向上及び販路の拡大など競争力の強化のための企業の組織再編を促進するため、本邦企業による又は本邦企業と海外企業との合従連衡による、現地又はパートナー国の企業（ベンチャー含む）への出資・M&Aについて、資金面のリスクに備えるとともに国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を含む法務面等からの支援を強化する。
- ② 日本企業が必要とする人材（ハードからソフトまで総合的にデジタル化を前提とした事業プランを描ける人材や、グローバル交渉力、提案力、法的紛争対応能力を有する人材等）の育成を、企業における取組を尊重しつつ強化する。また、海外事業に従事する人材の確保に向けて、国内外の人材流動化を促進する。さらに、国際仲裁事件に対応できる人材を確保するため、官民が連携して、仲裁人・仲裁代理人等の人材を育成する。
- ③ （*）日ASEAN友好協力50周年を機に、活力ある人的資本を共創するためのエコシステムの構築のために、日ASEANで活躍する起業家育成と若手起業家100人ネットワークを構築していく。
- ④ （*）高度外国人材活躍推進プラットフォーム等による高度外国人材の活躍を推進するとともに、中小企業海外ビジネス人材育成支援事業等による日本企業の社内中核人材の育成及びインフラ展開人材養成プログラムや現地におけるマッチングセミナーの実施によるインフラ分野におけるグローバル人材の採用・育成支援等を通じ、日本企業の海外ビジネスの実現・拡大を支援していく。
- ⑤ （*）フィリピン鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト等の技術協力をモデル事例に、相手国におけるO&M事業の円滑な実施に向けて、O&Mを担う質の高い現地人材の育成を支援していく。

(4) 国内産業戦略と一体となった分野別・地域別戦略の推進

- ① 日本企業の強み・弱みや今後のあり方に関する官民の議論を行い、2021年以降の国内の産業戦略と一体となった将来戦略の策定や分野別・地域別

海外展開戦略のバージョンアップを検討する。その際、世界のインフラを取り巻く環境は大きく変化していくことを踏まえ、急激な変化や重点的に対応が必要な分野を特定し、継続的に見直しながら、集中的かつ早急な政府施策を柔軟に実行する。

5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進

(1) 日本に強みのあるO&Mをセットにしたパッケージ展開の推進

- ① 案件形成段階からインフラシステム整備とO&Mをパッケージ化するよう働きかけを行い、PPPや管理委託契約により我が国企業がO&Mに参入することを予め確認する「O&Mパッケージ型」の取組を推進するほか、将来的な運営案件単体での参入を目指した取り組みを進める。
- ② 技術的・経済的に高水準のメンテナンスと運営のノウハウの暗黙知の形式知化の促進、日本企業による運転データの取得支援など、データを活用した高度なO&Mサービス提供の推進を支援する。また、O&Mに関する技術移転を円借款やJICA海外投融資等のコンポーネントに組み込むなど、O&Mサービスとインフラシステム構築をセットにしたパッケージでの提案力を強化する。
- ③ 日本企業のO&M海外展開を促進するため、O&Mを含む、又はO&Mを対象とする円借款、JICA海外投融資や公的金融機関の支援案件を積極的に推進するとともに、日本企業が整備したインフラのO&Mに日本企業が参画できるように対象となる案件をリストアップし、円借款等の上流段階からO&Mに関する働きかけを行うなど戦略的な取組みを進める。
- ④ デジタルを活用したインフラのオペレーションを担う現地デジタル人材を育成、確保する。
- ⑤ 本邦オペレーターの育成のための海外展開支援に加え、海外大手オペレーターや現地有力オペレーターとの連携を推進する。

(2) 現地社会課題を解決する相手国に寄り添った支援や投資事業の推進

- ① (*) 現地社会課題対応型インフラ・システム海外展開支援事業等を通じ、相手国の老朽化したインフラの補修、バージョンアップ、メンテナンスといった社会課題の解決や経済発展に貢献するとともに、我が国の優れた技術・ノウハウを、相手国に寄り添った形で積極的に支援していく。

- ② (*）インフラメンテナンス国民会議の中でも、海外市場展開フォーラム等のプラットフォームを通じ、インフラメンテナンス分野における日本企業の海外展開に資する調査やセミナー、人材育成等を実施していく。
- ③ 民間投資を活用したインフラ整備を進めるため、F/Sや実証事業支援を行うほか、投資による事業運営を行う企業のリスクの軽減や収益性の改善を支援する。その際、ソフトインフラを含むインフラ分野の拡大や膨大なインフラ資金ニーズに対応するため、MDBsやパートナー国と連携した第三国展開の枠組みの活用を推進する。
- ④ 人材派遣、販路・システムの共有等の多様な形態による運営参画を支援する。

(3) PPP事業への参画の積極的かつきめ細やかな支援

- ① PPPについては、官民連携の推進体制を構築し、インフラの運営権獲得も含め日本企業が参加可能なPPPの組成と受注に向け、MDBs等とも連携しつつ、制度構築支援、発注支援等上流からの関与を行い、官民の適正なリスク分担やODAを含む公的資金の活用による採算性、事業成立性の確保、現地パートナー化の推進等、戦略的な取組を進める。(*）特に、インドネシアの廃棄物発電事業において国際金融公社（IFC）とJICAが連携して取り組んでいるトランズアクション・アドバイザー（調達支援）等の積極的な展開を通じ、日本企業が強みを有する分野におけるPPPインフラ整備を最上流から伴走支援していく。
- ② (*）我が国とバングラデシュが共同でPPP事業の形成・実現に向けた対話を行う「日本バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォーム」等の政府間枠組みを活用し、現地の社会課題解決に向けた政府間での議論に基づき、採算性・事業成立性等の観点からも優良な具体的案件を形成していく。

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

(1) トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化

- ① 個別案件の受注獲得支援として、相手国のニーズ等の情報収集を行った上で戦略的なトップセールス及び発信を引き続き強力に推進する。議員

外交とも積極的に連携を図る。その際、国内関係者間で戦略は広く共有し、複数分野のパッケージ化を図り、訪日研修OBとの交流を活用する。

- ② 日本の質の高いインフラへの理解促進のため、海外の要人の訪日招へいを推進し、日本のインフラの優れた点を積極的に発信する。また、我が国が整備したインフラの活用を我が国の貢献が目に見える形で図るなど、戦略的な対外広報を推進する。
- ③ 社会課題解決への貢献や新しいビジネスモデルの変化に対応するため、DXやPPPによるインフラなど、新しい取組に係るコンサルティング業務等を通じて、インフラへのデジタル技術の活用実績やPPP・O&M等への参画に必要となる法務及び財務系の能力、また、与えられた仕様を鵜呑みにせず相手国にとって真に必要なインフラを提供するための提案力・交渉力に係る能力が適正に評価されるとともに、優秀な人材が参入し、コンサルティング業務等の質が確保されるような環境整備を行う。
- ④ 海外の新たなインフラニーズ、具体的な案件及び競合国情報の収集及び共有や、海外のニーズと国内のシーズとのマッチングを推進するため、在京大使館や現地の日本大使館及び関係機関との連携や官民ミッションの派遣を強化する。（*）特に、現地インフラ事業の情報収集や企業等への情報提供を強化していくために、在外公館インフラアドバイザーを積極的に活用していく。また、特にアフリカ地域においては、質の高いインフラの理解促進と我が国企業の進出支援を強化するため、アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）を活用しながら官民インフラ会議の開催等の取組を一層進める。
- ⑤ 相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや優位性を相手国に十分に理解してもらうため、コンサルティング機能を強化するとともに、先端企業やメーカー、コントラクター等のデジタル技術や工事の施工等に精通しているプレイヤーの参画を得て、F/Sや実証事業等を充実させる。
- ⑥ 日本のスマートシティの海外展開に向けて、Society 5.0の活用による社会課題解決等、そのコンセプト・構成技術等について、カタログ等を通じて明確化し戦略的に発信を行うとともに、省庁間の連携体制及び官民の対話を強化し、Society 5.0の観点からの全体最適をイメージした提案を行うための仕組みを構築し、案件形成を推進する。（*）特に、ASEAN諸国

におけるスマートシティ海外展開にあたっては、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）を通じ、スマートシティに係る会員企業の技術・ノウハウの紹介や相手国とのマッチング機会を提供していく。

- ⑦ 公共交通指向型都市開発（TOD）に代表される、我が国が環境問題や交通渋滞等の課題に対処する中で蓄積・実現してきた都市開発のノウハウと経験を活かし、相手国への戦略的な発信や働きかけとともに、インフラ整備と一体となった都市開発を推進する。あわせて、将来的に、対象分野の一層の拡大やデジタル化の提案も働きかけていく。
- ⑧ （*）環境インフラの海外展開に取り組む企業や自治体等を後押しするため、環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）において、在外公館等と連携した関係者マッチング支援、環境インフラの強みの言語化、国際競争入札への対応力向上支援、団地・街区開発への環境ソリューション提案、セミナー、メルマガ等を通じた海外現地情報へのアクセス支援、技術リスト、オンラインパビリオン出展等を通じたJPRSI会員情報の海外発信等を進める。

（2）ODAの戦略的活用

- ① 開発計画の作成支援、人材育成の支援や制度構築の支援等に技術協力を活用するなど、我が国ODAの優位性を活かした取組を充実させる。また、こうした取組を通じて、相手国の社会課題解決にも貢献するような事業運営などの本格的な事業展開へとつなげる。
- ② 我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款とJICA海外投融资を戦略的に活用する。その際、日本企業による継続的関与の重要性や日本企業の競争力、相手国のニーズや債務負担能力を踏まえ、技術協力や無償資金協力とも有機的に連携する。また、円借款については、相手国負担事項に係る政府間の合意取付・コンサルタント調達を含む迅速化施策の徹底及びプロセス上具体的に生じうる諸課題への対応を行い、必要に応じて制度改善を検討する。
- ③ 我が国ODAの総合力を最大限発揮させるとともに日本企業の技術力と資金力及び独立行政法人や我が国公的金融機関等の機能を組み合わせるこ

とにより、更に魅力的なパッケージを提案する。具体的には、インフラの整備やO&M、マスタープランの作成、法制度の整備、人材育成等において、円借款、JICA海外投融資、無償資金協力、技術協力等の様々なメニューを、国際的合意、市場慣行や民間金融機関等に配慮しつつ組み合わせる。さらに、ODAと民間主導のプロジェクトを戦略的に組み合わせる。加えて、相手国及び日本企業のニーズのマッチング機能を強化することで、相手国の真の課題解決に資するトータル・ソリューションを提供する取組を推進する。

(3) 政府系機関等による支援強化

- ① インフラ海外展開支援が、多様な政策目的に関わる多面的取組であることに鑑み、政府及び公的金融機関や官民ファンドなどの政府系機関は、一刻と変化する国際情勢や産業界の声に絶えず耳を傾け、各機関間での適切な連携を確保しつつ、事業を取り巻く環境変化に、より一層柔軟に対応していくことが不可欠である。具体的には、企業活動のグローバル化に伴う日本企業の競争力強化のためのさらなる対応、本邦企業の戦略的事業展開を見据えた相手国の社会課題への対応、フィンテック等日本企業の要素技術等を活用したインフラ案件への資金提供等が挙げられる。(*) その観点から、近年見直した検討・審査プロセスに沿ってJICA海外投融資を実施するとともに、改正国際協力銀行法（2023年4月成立）に基づくJBICの機能強化等を通じた支援を推進する。
- ② (*) 政府系機関（公的金融機関、官民ファンド等）は、組織体制の強化、支援対象の充実化、支援の迅速化等を通じ、民間資金の一層の動員を図ることで、日本企業の海外展開を積極的に推進していく。特に、技術と意欲のある中堅・中小、スタートアップ企業の案件形成を伴走型で支援するとともに、現地の政府機関や有力企業等との協力覚書を締結することで、案件の川上段階から日本企業の事業参画機会を創出するための支援を行っていく。加えて、相手国政府とのパイプやインフラプロジェクトに関する固有の技術・知見を有する独立行政法人や公的金融機関等は、公的機関としての信用力や、その技術・知見を積極的に活用し、日本企業の海外インフラ事業への参入を促進する。

- ③ 政府系機関（公的金融機関、官民ファンド等）は、積極的なリスクテイクとそれを実現するためのリスク管理・対応能力の向上の検討に取り組む。具体的には、事業への継続的関与に伴うリスクの増大、新興国事業の増加に伴うリスクの増大、受注競争における新興国の国営企業との間の公平な競争条件の確保等に対応する。また、技術リスクや事業化リスクへのファイナンスを推進する。あわせて、財務基盤の強化、新規市場への参入リスクの引き下げの観点から、ブラウンフィールド案件への積極的な出資を行う。
- ④ バーゼルⅢにより銀行の自己資本比率規制が強化される中、民間資金動員のインセンティブを維持することが必要である。金融機関の債権流動化の円滑化や、NEXIのLEADイニシアティブ等を通じた機関投資家資金を先進国から更には途上国案件にも動員を図るべく、公的金融機関の取組を改善・強化する。
- ⑤ 政治・制度変更や為替兌換に伴うリスクの軽減のため、外国の公的金融機関やMDBs等との第三国連携を強化する。
- ⑥ 公的金融機関も交えた主要分野の官民連携プラットフォームを設置し、各分野個別の支援策とも連携しながら、経済性の確保や、経済、社会、環境面でのリスク軽減に資する公的金融支援と民間のニーズのマッチングを推進し、多様な社会課題を解決するための取組を促進する。
- ⑦ 中進国や先進国における次世代技術、デジタル活用インフラ等へのニーズの拡大を踏まえ、公的資金を活用した支援策を検討する。

（４）事業実施段階で生じる課題への対応強化

- ① （*）個別プロジェクトの実施において、日本企業が直面する課題への対応力を強化するため、現地の在外公館の体制や関係省庁・機関間の連携をより一層強化していく。
- ② 特に、税金問題、用地取得など、先方政府負担事項の不履行への対応等について、迅速化の観点からも、免税項目の明確化の徹底やトップクレームを含めて強化を図る。
- ③ 官民連携の推進においては、受注支援にとどまらず、履行支援（国際仲裁を活用した法的紛争解決を含む。）・実施監理等への取組を強化する。